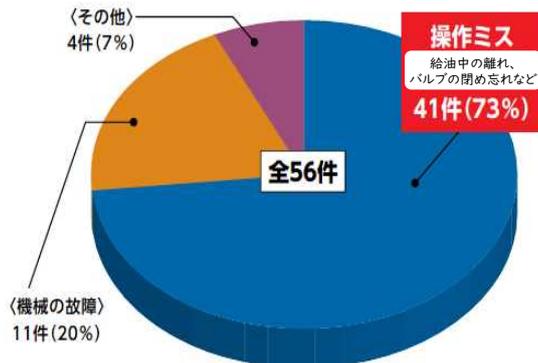
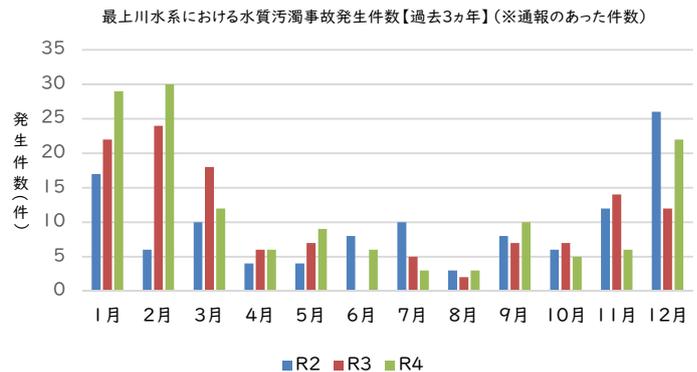


## みんなで防ごう！油流出事故

最上川水系での水質事故の発生件数は国が管理する東北12水系の中で最も多く、近年ワースト1位が続いています。原因の多くは、冬季間における灯油の流出によるもので、右のグラフのように暖房器具などを使用する時期に多発しています。水質事故は、突発的に発生し、下流へ拡散すると魚類のへい死や水道水等の取水停止など、環境や飲み水にまで影響する大きな被害につながる恐れがあります。給油中は、その場から離れないよう一人一人の心がけが大切です。



【令和3年 灯油と判明した流出事故における原因別内訳（通報のあった全事故）】

灯油流出事故の約7割がホームタンクから小分け中にその場を離れる、バルブの閉め忘れなどの“うっかり”が原因です。ホームタンクからの小分け給油は18ℓ缶で1～2分と短時間なので、給油中はその場を離れない、給油途中に離れる時はバルブを閉める。これだけで灯油流出事故は7割以上も減らせます！

## 対策に要した経費は原因者の負担です！！

## 河川法

## 第18条

河川を損傷、若しくは汚損した行為によって生じた河川の維持を、原因者に  
行わせる事ができます。

## 第67条

河川管理者は、他の行為により必要を生じた河川維持に要する費用については、当該他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるもの、とされています。

## 水質汚濁防止法

## 第14条の2 第1項、第2項、第3項

特定事業場等で事故を起こした場合、有害物質等の排出又は浸透の防止のための応急措置は原因者が行う事となっています。また、処置の概要を県知事に届け出なければなりません。

## 第14条の2 第4項

原因者が措置を講じない場合、県知事は措置を行うように命ずる事が出来ます。

## 第31条

命令に違反した場合は、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

## 消防法

## 第16条の3 第1項

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、危険物の流出事故を起こした場合、危険物の流出及び拡散の防止、除去等の応急措置は原因者が行う事となっています。

## 第16条の3 第3項

原因者が措置を講じない場合、市町村長は措置を行うように命ずる事が出来ます。

## 第42条 第9項

命令に違反した場合は、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

# 鮭川村「鮭の里親事業」～鮭の稚魚を放流しました～

2月22日(水)鮭川小学校・東京都荒川区第二暮里小学校・尾久宮前小学校の3校で育てた鮭の稚魚を鮭川に放流する「鮭の里親事業」が行われました。(※新型コロナウイルス感染拡大の観点から鮭川小学校及び、サーモンロードの会、最上漁業協同組合等の関係者で実施しました。)昨年12月から3校の児童たちが水槽で育てた稚魚は、約3ヶ月で5cmほどまで成長し、バケツの中を元気よく泳いでいました。この放流事業は、鮭川の文化を知ってもらい、鮭を通じて子供達の交流を深めようと鮭川村が毎年取り組んでいるもので、今回で11回目になります。荒川区の各小学校へは、放流の様子を撮影し、メッセージ付きのビデオレターを送るそうです。鮭の稚魚はオホーツク海やベーリング海などを回遊し4年かけて成長し故郷の鮭川へと戻ってきます。放流を行なった鮭川小学校4年生の児童たちは、「鮭が戻ってくる頃は私たち中学2年生だね。」と会話をしながら、大切に育ててきた稚魚が泳いでいく姿を見守っていました。

## 放流の様子



### 雪解けによる河川の増水(融雪出水)にご注意を！

3月になり、徐々に春が近づいてきました。暖かい気温が続くこれからの時期は、気温の上昇に伴い雪解けが進み川の水位が上がります。ひとたび雨が降ると、一気に水かさが増し洪水になる危険があります。山間部にはまだ積雪が残っており、気温が上昇した際に少ない雨でも河川の水位が増水する恐れがあります。河川に近づく際は、事前に気象情報を確認し、水位が上がっている時は大変危険ですので河川には近づかないようにしましょう。

国土交通省が運営する「川の防災情報」では、河川の水位の状況などを、インターネットを通じてリアルタイムで配信し、いつでも、どこでも、避難に必要な情報を入手できるように提供しています。掲載情報は、**レーダー雨量・気象警報・注意報・水位情報・浸水の危険が高まっている河川・洪水予報**などです。新庄河川事務所のホームページからもアクセスできます。ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちらから→ <https://river.go.jp>



### 令和4年度 新庄河川事務所職員による 「所内業務報告会」

令和5年2月22日(水)に新庄河川事務所において令和4年度「所内業務報告会」が行われました。鮭川出張所からは、後藤管理第一係長が『最上川の水位上昇による鮭川支川への影響についての考察』と題し発表しました。

#### 後藤管理第一係長より一言

鮭川は最上川よりも川幅が狭く、水量も少ないため、最上川が増水すると、鮭川の水は流れることが出来ずに最上川との合流点付近に滞留します。その結果、鮭川管内で雨量が少なくても、そこで増水するケースがたまに有ります。その影響が今後 明らかになれば良いですね！

#### お問い合わせ

国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所  
〒999-5203 山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4  
TEL 0233-55-3020 FAX 0233-55-3083

HP: <http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/>  
広報紙担当: 後藤・小野  
広報紙に関するご意見・ご感想をお寄せ下さい。